

携を通して看取を普及させたいと考えております。最近、やっと南部地区でも在宅医療を希望する医療機関が増えてきたのはうれしい限りです。

最近の在宅医療の中心課題はコロナ感染症対策です。当初は感染の拡大を恐れ介護・福祉分野の方との連携の機会がありませんでした。しかし高齢者施設でのクラスター発生が医療逼迫の原因だということがわかり、施設内での感染症対策の指導をしたり、クラスターの発生している施設でかかりつけ医が治療を行うようになりました。今後のコロナ感染症対策は地区医師会が中心となると思われます。専門医と共同して対策を講じるシステムを構築していきたいと

思います。これまで南部地区医師会が高齢者施設との連携に積極的でなかったことを反省しております。このコロナ感染症をきっかけに高齢者施設と医師会との連携が深まるようになれば幸いです。

<主な経歴>

南部地区医師会

- 平成 10 年 4 月 1 日 南部地区医師会 理事
- 平成 17 年 7 月 31 日
- 平成 22 年 4 月 1 日 南部地区医師会 理事
- 平成 26 年 6 月 27 日
- 平成 26 年 6 月 27 日 南部地区医師会 常任理事
- 平成 30 年 6 月 29 日
- 平成 30 年 6 月 29 日 南部地区医師会 副会長
現在に至る

お知らせ

沖縄県医師会会費減免制度について(ご案内)

本会では高齢・疾病・出産育児等の事由による会費減免制度を設けております。下記減免手続き等、詳細については本会事務局までお問い合わせください。

減免事由	疾 病	出産・育児	研修医	高 齢
対象者	傷病等により医療機関を1か月以上にわたって閉鎖若しくは診療に従事しない会員	出産された(これから出産予定の)女性会員で、出産・育児休業取得者(日医は休業取得・未取得は問わない)	初期研修医	年齢が満77歳に到達した会員
減免期間	閉鎖若しくは診療に従事しなくなった翌月から再開若しくは再従事するに至った月まで。その期間に応じ、月割計算の方法によって算出した額が免除となる	出産した日の属する年度の翌年度1年間 例：平成29年4月1日に出産した場合→平成30年度が減免	医師法に基づく研修医の期間	年齢が満77歳に到達した翌月から免除。但し、2名以上の医師がいる施設においては、1名はA会員の会費を納入する
申 請	必 要	必 要	必 要	不 要
添付書類	診断書	母子手帳の写	不 要	不 要

※本減免制度の利用を希望する場合は、当該年度の1月末までに申請ください。

【問合せ先】 沖縄県医師会 経理課 TEL：098-888-0087